



23林第74号

平成23年4月18日

(社) 長崎県建設業協会  
会長 谷村 隆三 様

長崎県 農林部長



「長崎県公共建築物等木材利用促進方針」の策定について

本県の森林・林業行政の推進にあたりましては、日頃よりご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

国においては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が昨年10月に施行され、国の基本方針が同年10月4日に公表されました。県においても同法4条及び8条に基づき、県の方針を別添のとおり定めましたのでお知らせします。

つきましては、貴傘下の会員に対し広く周知していただくとともに、方針に沿った取り組みにあたりましては、ご協力いただきますようお願いいたします。

(担当：林政課 吉永、富田 095-895-2988)

# 長崎県公共建築物等木材利用促進方針

平成23年4月14日

長 崎 県

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき定められた公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(平成22年10月4日農林水産省・国土交通省告示第3号。以下「国基本方針」という。)に即して、法第8条第1項の規定に基づき、長崎県域内の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、県が整備する公共建築物等における木材の利用の目標、公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項、その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものである。

## 第1 公共建築物等における木材の利用促進の意義と効果

### (1) 木材利用促進の意義

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、県民の生活において重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する機能を持続的に発揮させていくことがきわめて重要である。

しかしながら、戦後植林された人工林資源が利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は低調であり、木材価格も低迷していること等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する機能の低下が懸念される状況となっている。

このような状況のなか、県産材(県内で生産された木材をいう。)の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備に繋がり、森林の有する機能の持続的発揮や農山村をはじめとする地域経済の活性化にも資するものである。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が少なく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えないという特性(カーボンニュートラル)を有する資材である。

このため、木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出抑制及び建築物等における炭素蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

### (2) 公共建築物等における木材の利用の促進の効果

公共建築物については、木造率が低いなど木材の利用が低位にとどまっていることから、木材の利用の拡大を図る余地が大きく、潜在的な木材の需要が期待できる。

また、公共建築物は、広く県民の利用に供されるものであることから、木材の利用の促進を通じ、これら公共建築物を利用する多くの県民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を広く提供することが可能である。とりわけ、県が整備する公共建築物における木材の利用に努め、その取り組み状況や効果等について積極的に情報発信を行なうことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について県民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

このようなことから、公共建築物に重点を置いて木材の利用の促進を図ることにより、公共建築物における木材の利用の拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

## 第2 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### (1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

#### ①県が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く県民の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅の建築物のほか、県の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公舎等が含まれる。

#### ②県以外の者が整備する①に準ずる建築物

これらの建築物には、県以外の者が整備する建築物であって、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、青年の家等)、公共交通機関の旅客施設の建築物が含まれる。

### (2) 木材利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進にあたっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図る。

具体的には、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め内装化の木質化を促進する。

また、建築材料以外の木材の利用の促進の観点から、公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品、公共土木事業資材について、木

材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。

さらに、木質バイオマスを燃料とするボイラー等の導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ促進を図る。

(注) この方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

### (3) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造物を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進する。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して、耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象にしない。

### (4) 市町の役割

市町は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、当該市町の区域内の公共建築物における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割が求められる。

このため、市町は、積極的にその整備する公共建築物における木材利用の促進に取り組むほか、法第9条に規定する市町の区域内の公共建築物における木材利用の促進に関する方針を作成することに努めるものとし、市町方針を作成した場合には、その公表に努めるとともに、当該方針に基づく木材利用の促進に向けた措置の状況を積極的に明らかにするよう努めるものとする。

## 第3 県が整備する公共建築物等における木材利用の目標

### (1) 木造化

県は、整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図る。木造化にあたっては、可能な限り県産材を使用するものとする。

## (2)内装等の木質化

県は、県民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について内装等の木質化を促進する。内装の木質化にあっても、可能な限り県産材を使用するものとする。

## (3)その他の木材利用

県は、整備する全ての公共建築物において木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、公共土木事業における木材を原材料として使用した資材の利用促進、ボイラー等の設置における木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

なお、県がその整備する公共建築物において利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む。)のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、グリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものを選択するよう努めるものとする。

## (3)県が補助する公共建築物等

県は、市町等が行なう公共建築物の整備及び公共土木工事等の補助にあたって、事業主体の理解を求め、可能な限り(1)～(3)に準じて県産材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

## 第4 公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の推進、公共建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性が証明された木材の供給体制の整備に取り組む。

## 第5 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

### (1)市町方針の作成に関する事項

市町の方針を作成する場合においては、この促進方針に即し、地域の実情及び関係者の役割分担等も踏まえて、区域内の公共建築物における木材の利用の促進のために講ずべき施策等について具体的に記述するものとする。

### (2)公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理や解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で木材の利用に努めるものとする。

また、備品や消耗品についても、購入コストや木材利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

さらに、公共建築物における木質バイオマスを燃料とするボイラー等の導入にあたっては、ボイラー等の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコストやその体制についても考慮する。

### (3)関係部局の役割

関係部局は所管する建築物等において、木材の積極的な利用を促進する。また、その所管する事業について、補助事業等を含め木材の利用を促進する。

### (4)市町等における利用の促進

県は、市町や民間企業が整備する公共性の高い建築物の情報を収集し、木材の利用の促進を図るよう要請するとともに、木造化・木質化に関する情報を提供するなど、必要な支援を行なうものとする。